

養護施設における入所児童の理解と援助関係

— 社会的ネットワーク概念の導入の試み —

Understanding Children in Residential Homes and the Support Relationship

— An introduction to social support network theory —

渡辺 利子 *

Toshiko watanabe

はじめに

本研究は、筆者の民間児童養護施設における児童指導員として経験に基づく問題意識から発している。施設現場では担当児童との信頼関係を作り上げる葛藤のなかで、ほとんどの職員が「自分は子どもにとってどのような存在なのか」と自らに問いかけることがしばしばある。養護施設入所児童は、親の死亡、離婚、疾病、虐待等の親側の理由により、あるいは、非行、登校拒否等の子どもの問題により、親または家庭から引き離されて入所を余儀なくされる。「施設に入所する」ということは、すでに家庭崩壊あるいは人間関係の歪み、何らかの心的外傷体験をもち、さらに生活の場として、育つ環境として施設を受け入れざるをえない精神的緊張状態を経験することになる。すなわち、二重のストレス状況下にいることを意味している。

養護施設はこうした児童に対して、家庭の代替機能として、また、人格形成・発達を保障する場として、その基底となる情緒的安定を図るために、職員と児童の信頼関係が根幹に位置付けられている。吉澤は「施設集団は人為的に作られた社会的集団であり、そこでの人間関係は人為的、不連続的なものといえる。しかし、その人為的な人間関係をプラスに機能させるよう

な働きかけが、施設におけるケアの専門的展開となる¹⁾」と述べている。こうした人間関係の活用についてバーマイスター(Burmeister, E)は「ハウスペアレントが働くのに利用しなければならぬもう一つの重要なものは、子どもとの人間関係である。(略)子ども自身が身につけるべき、信頼できる人間関係を発達させるよう働きかけることこそ、そしてこの関係を利用して子ども達を援助していくことこそ、チャイルドケアワーカーの最も重要な目標の一つなのである²⁾」と述べている。養護施設の職員が日常処遇を展開する際、施設集団内の人間関係の特質を理解すると共に、児童が獲得すべき諸能力(情動的関係の成立、基本的生活習慣の確立、社会性の基礎形成等)を発達させるための援助の媒体として人間関係を活用することが実践命題である。

こうした視点に加え、〈処遇における関係性〉を論じる時、職員側だけに視座を求めるのではなく、養護施設の生活の主体者である児童自身を中心に据え、児童のもつ人間関係のネットワークの全体像を浮き彫りにすることが必要であろう。入所児童の視点から見た時、職員自身も児童のネットワークの一部であり、こうした視座をもつことが「子どもの求める関係性」を知り、処遇への新たな洞察を与えることにな

ると考える。

1. 本研究の目的

養護施設では、情緒不安定や精神発達の遅れから起こす非社会的問題・反社会的問題・不適応行動や性格上の問題をもつ児童を、かつては「処遇困難児」、現在では「社会的不適応問題をかかえる児童」と呼んでいる。

こうした問題行動は、今までは主として児童自身の心理的要因や性格傾向等に焦点をあてて考察され、問題行動への対応が処遇の中心課題とされがちであった。

本調査研究は、長期入所児童が起こす問題行動や身体症状がそれ自体として問題であるといった視点に立つものではない。目的は、児童の行動を理解するにあたり、社会的ネットワーク論の視点を導入することの意味を探り、さらに、事例研究を通して「あくまでも児童を中心とするネットワークの実態を浮き彫りにすることにより、養護施設の入所児童自身とその児童を取り巻くネットワーク内で何が起きているかを明らかにすること」にある。そのうえで、そうした問題や思春期の時期を乗り越えるためのサポートネットワークの検討を試みたい。

2. 養護施設と社会的ネットワーク論

1) 近年の「ネットワーク」の隆盛

一般的に、ネットワークという言葉は、用いられる立場や対象によって概念や意味が違ふことがよくあり、極めて多義的・比喩的に使われている。近年、「ネットワーク」をキー概念として現代の変動する社会をとらえようとする試みが活発に行われてきている。

現代の人々が生き方の多様化・個性化を求め、それに応えるために集団が分化され、結果として個人は多くの分化した機能集団にかかわることによって逆に「自らを企画化・分断化」し、自立した個の持つ特性ではなく、個人を区画化しさまざまな側面にばらしてしまっただといわれる³⁾。

必然的に集団への帰属は薄くなり、他の人との関係も弱く希薄なものになってしまった。そのため、現代の個人と集団・社会のあり方に、既存の集団・組織は対応しきれなくなり、さらに、そうした集団・組織に対応した、帰属意識、準拠集団、官僚制等の従来の社会学概念ではもはやとらえきれなくなっている状況のもとで、新しい分析の枠組みとして「ネットワーク」が用いられるようになってきたと指摘されている⁴⁾。

ところで、日本の社会福祉領域においても最近、ネットワークの問題が取り上げられるようになり、個人へのネットワークの影響、集団活動や組織でのネットワークのあり方などに関心が寄せられている。特に老人・障害者問題への導入が最も早く、その背景に行政の基本方向として在宅福祉サービスが推進されるに従い、地域福祉の取り組みとして「ネットワークづくり」「ネットワーク化」「支援体制づくり」等の一連の名のもとに強調されようになったことがあげられる。児童福祉分野でも健全育成・家庭支援の目的で「子育て支援ネットワーク」事業が開始されている。

ほとんどの場合、在宅福祉推進上、医療や保健などとの連携をどうとらえようか、個人や家族をどのように支援したらよいかといった観点で、「ネットワーク」という言葉が家庭や地域の支援・組織化のキーワードとして使われている。

2) ソーシャルワーク実践におけるネットワーク理論

ソーシャルワーク実践においても、クライアントの社会的ネットワークを評価し、その中のサポート・ネットワークを強化したり、新たなネットワークを開拓していこうとする実践ならびに研究が注目を集めるようになってきている。

こうした社会的ネットワークの視点は、1970年代以降、特に後半から次第に重要性が認識されるようになってきた。こうした動向を押し進

める契機となったのが1982年にイギリスで公表された「ソーシャルワークの役割と任務」と題するバークレイ報告である。この報告は、1968年に出されたシーボーム報告で強調された「コミュニティ志向のソーシャルワーク」を引き継ぎ、『ソーシャルワーカーは、社会的ケア・ネットワークを開発していく責任をもっていること、ソーシャルワーカーは、社会的ケア・ネットワークがもっている力を発揮できるよう側面から援助し、支持し、激励していく機能を持っている⁵⁾』とした。同様な傾向は、全米ソーシャルワーカー協会(NASE)の1979年の会議での声明文にも読み取ることができ、こうした傾向に対して、スペクト(Specht,H)は社会的ネットワークやソーシャルサポートの諸理論は、重要な実践領域におけるソーシャルワーカーの見地を広げることができるものである⁶⁾と示唆している。

ところで、こうした『フォーマルな社会支援ネットワークとインフォーマルな社会支援ネットワークとを意図的に統合させながら援助活動を展開させていこうとする⁷⁾』アプローチの意図することはソーシャルワーク実践の歴史の中で、決して新しいものではない。ソーシャルワークの初期の段階において試みられたセトルメント運動の隣保活動や友愛訪問活動の中で同じ発想をみることができる。エル(ElI,K)は、「ソーシャルワークは、特別なニーズを持った個人に対処するサポートシステムを発展させるのと同様に、基礎的なネットワークのうちで支援の交換性を高めるよう働きかける豊富な経験の伝統を持っている⁸⁾」と述べている。ホリス(Hollis,F)は、人的環境を重視し、処遇を効果的にすすめるためにクライアントのソーシャルネットワークの有効活用を重視している⁹⁾。

しかし、社会的ネットワークが前面に押し出されるようになったのは、医学モデルへの批判から生活モデルへの転換の中で、生態学的視点とシステム理論の視点が台頭するに至ってである。ジャーメイン(Germain,C)は、生態学的視点で、問題を病理の反映としてではなく、他

人や、物・場所・組織・思考・情報・価値を含む生態系の要素の中の相互作用の結果とし、「社会的環境」の一つの層として社会的ネットワークをとらえている。そして、社会的ネットワークの層には、さまざまな役割や人間関係を持つ血縁・友人・隣人・同僚などが含まれるとし、社会的ネットワークにつながるような多数の人々も、それぞれが別個の機能を持ち「環境的な道具」の一つとして利用できる¹⁰⁾としている。ソーシャルワーク実践において、「環境調整」の意義が再確認され、専門的アプローチとして重視されるに至り、社会的ネットワークは重要な貢献をすることになったといえる。

そして、こうした動きの中で、実践的観点から社会的支援ネットワークを一つのアプローチ法として現実に即して展開させるようになってきた。それが、社会的支援ネットワーク・アプローチであり、ソーシャルワーカーが特定のクライアントの支援のために、インフォーマルなネットワークの力に注目し、ネットワーク概念を用いて分析し、具体的な援助に生かしていくための実践方法である。ただし、まだ実践化の初期の段階にあり、未確定な部分が多く残されており、従って一定の包括的な枠組みが統一されるに至っていない。ここではこうした実践が、セルフヘルプグループや組織化されたフォーマルな制度などにも関与するが、特にインフォーマルな資源に注目することを強調するに留める。

3) 養護施設をめぐるネットワークの視点

現在、児童養護をめぐるネットワークという言葉が使われる場合の多くは、従来からいわれている「児童養護における社会的チームワーク」や「関連機関との連携」、あるいは「地域との連携」と同じ意味においてである。児童養護の社会的性格が強調されるにともない、個々の機関や施設内の養護にとどまらず、同種関係の横のつながりとしての社会的チームワーク、すなわち児童中心の地域内関係施設機関の協働

体制が叫ばれてきた。しかし、必要性が認識されていても、「我が国では、児童福祉に対して同じ内容をもつものを個々別々の機関が思い思いに行っていたり、関連のあるべき分野でありながら、いわゆるセクショナリズムにこだわって我関せずといった様相で無駄が多い¹¹⁾」と指摘されている。こうしたセクショナリズムによる福祉の谷間が生じないためのネットワークづくりが強く望まれている。

同じように、要養護児童をめぐるサービスネットワークという視点で再構築しようとする私案を福田は次のように述べている¹²⁾。第1は、児童が養護施設に入所する前段階での民生・児童委員（以下児童委員とする）制度の活用をあげている。近隣地域の実情に精通した児童委員をコミュニティ・カウンセラーとして制度的に明確にし、児童相談所の児童福祉司との連携を密にとり、コミュニティ・ケアの中で家族関係の調整や再建を可能にするためのネットワークの要にするようすすめている。第2には、児童の在籍期間中の問題として、養護施設に、諸資源を連絡調整して機能させていくコーディネーターとしての役割を担う職員の設置が必要だとしている。児童の入所後、責任の一切が施設に任されているのが現状であるが、社会的養護の理念に基づき、養護施設、児童相談所、児童福祉司、児童委員、保健所、学校、さらには児童館や地域のボランティアなどと連携協働して養護が進められるべきだとしている。

この他、「子育て支援ネットワーク事業」として電話相談などの事業が行われている。

このように児童養護をめぐるネットワークの従来の視点は、家庭に対するサポートネットワークの確立や関係機関間の協働体制の確立を目指すもので、言い換えれば、制度としてのサービスや機関としてのあり方を論じるものである。

4) サポートネットワークの新しい動き

従来、前述のような児童福祉のシステム化がいわれながら、いわゆる縦割り行政の欠陥が補いきれなかったのは、関係機関間のフォーマル

な関係の構造化・組織化だけが問題とされたために、せっかく連絡会議を持っても総論的なことに終始してしまい、話し合いが深まらないためであると指摘され、東京都社会福祉協議会は、「今後は具体的なケースについて一貫した教育を施すために会議を持つことを考えなければならない¹³⁾」と報告している。

こうした問題点を補う取り組みとして、社会的ネットワークからとらえようとする動きが見られてきた。これは、ひとり親家庭（単親家庭）を対象に、事例研究を通してその問題発生状況および援助の状況を時系列を追って、社会的ネットワークの視点で検討考察しようとするもの¹⁴⁾である。ここでは、社会的ネットワークを「個人が組み込まれている社会関係」とし、具体的な援助にあたって、施設・機関（職員）間の社会関係、地域住民との社会関係、地域社会と施設・機関（職員）との社会関係を“個人のつながり”でとらえようとしている。こうした視点での援助には、第一次的にかかわりを持つ機関（職員）が、援助を必要とした人のネットワークを利用、あるいはコーディネートしながらネットワークを広げていく際に、ネットワークで結ばれた諸個人間に、単なるサービスの相互提供という枠を越えた有効な協働が認められる。ここで取り上げられている養護施設の事例を見ると、職員が、学校・児童相談所・家族・その他の社会的資源等に対して機関として関係を結ぶのではなく、そこに属する個人と個々の信頼関係を徐々に作り上げ、児童を取り巻くサポートティブなネットワークを拡大し、それを支えに、子どもに対する養育・親へのケースワーク・親子関係調整を展開していくの過程が伺える。

3. 児童理解の枠組みとしての社会的ネットワーク論の導入

社会的ネットワーク研究は、人間の行動をその人間の属性それ自体によってではなく、その人が他者と結ぶ特定の関係（連結）の特徴によっ

て理解しようとするところに特徴を持っている¹⁵⁾。ミッチェル(Mitchell,J)は社会的ネットワークを「特定個人間の特定の連結 (a specific set of linkages among a defined set of persons)¹⁶⁾」と定義したうえで、「特定個人間の特定の連結」を出発点とし、ネットワークの連関相互の関係が社会的行為を説明するための暗黙の要因となると主張した¹⁷⁾。特定の個人に注目したのは、個人の行動およびその行為者に影響を与えている人間は、特定集団内とは限らず、その場の状況(集団)を越えた環境によって影響されるためであり、それが各人の個人的ネットワークに現れやすいからである。

このようなネットワークの特徴は、スペクト(Specht,H)が指摘する¹⁸⁾ように、個人にとって独特のものであり、人間の発達においては、その身体的・社会的・情緒的ニーズが変化する時、ネットワークが拡張したり、収縮したりする。したがって、自主的な集まりや自助グループ等の社会的集団よりもずっと流動的である。

こうした個人的ネットワークの連関相互の関係が社会的行動を解釈する際の分析的概念・手段としてもつの有効性について、カット(Cuts, J.A)は次のように述べている。「微視的社会学者対巨視的社会学者および、規範的構造主義者対行動的相互作用論者の間には越えがたい断層がある。社会的ネットワークを考察することこそが、越えがたい断層を埋めることになる¹⁹⁾すなわち、幅広く多様性に富んだ社会的状況内の人間の行動を理解する過程で、人々の行動を抽象化しかつ一般化することで、型からはずれた行動を無視するのではなく、社会的行動の分析に不可欠な要素として取り込むために、社会的ネットワークの概念は代用されえるということである。

また、ソーシャルワーカーが社会的ネットワーク論を活用することについて、スペクトは、利用者の社会状況(特に近隣者とのかかわり)を分析するために役立つ方法を提供している²⁰⁾と論じている。さらに例えば人々が危機的状況にある時、乳幼児や高齢期のように他者に極め

て依存するようなライフコースにある時に有効性を発揮するとしている。さらに、コップ(Cobb,S)は、社会的ネットワーク内の社会的支援の重要性に着目し、社会的支援が個人の成長・発達と社会関係に影響を及ぼしすことを明らかにしている²¹⁾。

以上の点から、児童および児童の行動を理解する一つの方法としてネットワークを分析することに意味を見いだすことができる。社会的ネットワーク概念を分析視点として導入することは、児童が様々なネットワークをもち、各々のネットワークから影響を受け、また影響を与えている社会的存在としての全体像を理解することにつながるといえよう。

ところで、社会的ネットワークが、それに関わる各成員にもたらす影響は以下のものである²²⁾。

- ① 密度が高いネットワークは、より多くの出会いをもたらす。
- ② 同調への圧力が強ければ、多くの人が同調する。
- ③ 友人、恋人、夫婦が同じネットワークに所属していれば、その関係は持続されやすい。
- ④ 個人は自分のネットワークに援助を求める。さまざまなメンバーによって構成されているネットワークは、適切な援助をくれる可能性が高い。
- ⑤ 密度が高いネットワークの中にいる人々は、そのようなネットワークに入ることができたという理由から精神的に安定している。
- ⑥ 政治や流行や新作映画についての考え等は、ネットワークを通して形成される。例えば、医者はネットワークを通して新しい薬を知り、農夫は新しい種を手に入れ、研究者は新しいアイデアを取り入れる。

ここでいうネットワークの密度とは、「一連の人々の間での相互のつながりの程度」を指し、密度が高いということは、あるネットワーク内のメンバーが交互に知り合っている程度が高いということになる。この密度がソーシャルサポー

トとの関連において重視されている。しかし、このことは、単に密度が高いことがソーシャルサポートの強さにつながることを意味するものではない。例えば、②の同調への圧力はそれ自体がストレスになることもありえる。また、ネットワーク自体が反社会的な集団である場合の問題もある。すなわち、社会的ネットワークとサポートネットワークを区別するよう十分に配慮する必要がある。

4. 分析方法

上記のことを踏まえて、本調査の枠組みとして、ハウス(House, J)のネットワーク分析の方法を参考とする。ハウスは、ソーシャルサポートが多様なネットワークを通して提供されることから、各々のネットワークとソーシャルサポートの関連を統合的に捉えるための枠組みとして、①配偶者、②その他の親族、③友人、④隣人、⑤職場の上司、⑥職場の同僚、⑦サービスやケアの提供者、⑧自助グループ、⑨専門家をあげ、これらのうち①から⑥までを「インフォーマルな支援システム」、⑦から⑨を「フォーマルな支援システム」とみなしている²³⁾。

ハウスのネットワーク分析の枠組みを参考にし、養護施設の入所児童のネットワークを(表

(表1)

〈児童を取り巻くネットワーク〉

- ① 養護施設内のネットワーク
 - ①a 職員関係：直接担当職員・寮舎担当職員・他職員
 - ①b 児童関係：同室の児童・同寮舎児童・他寮舎児童
- ② 家族関係のネットワーク
 - ②a 保護者：親権者および後見人(養父母・祖父母が含まれる場合もある)
 - ②b その他の親族：祖父母・伯父伯母・叔父叔母等
 - ②c きょうだい：兄・姉・弟・妹・義兄・義姉・義弟・義妹
- ③ 学校関係のネットワーク
 - ③a 友人：同級生・同学年生・他学年・クラブおよび部活動を通しての友人
 - ③b 教師：学級担任・教科担任・クラブおよび部活動顧問・その他(養護教諭等)
- ④ その他のネットワーク
 - ④a アルバイト先の人間関係
 - ④b 学習ボランティア(児童の学習指導を行う学生ボランティア、進路等の身近な相談相手としても活用)
 - ④c 精神里親(親子関係の希薄な児童に対して、親戚のおじさんおばさんのように接する大人として精神的な関係を結ぶことを目的とした里親)
 - ④d 専門機関(児童自身が通所する場合の児童相談所の心理相談員・大学の児童相談室のカウンセラー等)

1)のように分類した。

①のb, ②, ③, ④のbは「フォーマルな支援システム」、①のa, ④のa, b, cは「インフォーマルな支援システム」ということができる。

5. 具体的調査方法

1) 調査資料と方法

社会福祉法人児童養護施設A学園の協力を得て、入所児童に関する資料として、「児童処遇記録」「処遇日誌」「養護状況連絡票」「入所児童一覧表」「事業計画書」「処遇形態変遷記録」「60年略史」「施設機関紙」「入所児童作文集」の使用を許可された。

基本的には児童処遇記録および処遇日誌からの読み取りを中心に行った。また、調査者の主観に偏る危険性をできるだけ取り除くため、かつ記録の不備を補うために、勤続十年以上の職員四名(男女各二名)からの聞き取り調査を同時に行っている。

2) 調査対象

調査対象、すなわち「長期入所児童」を『7年以上在籍している児童』とした。在籍期間については、それぞれの調査者が調査毎に決めて

いるがはっきりしているわけではない。養護施設現場では、引き取り困難あるいはその見込みが立ちにくく、入所が長期化することが予想される児童に対して使われることが多い。

本調査に先立ち、事前調査としてA学園における1972年度から1991年度に渡る20年間の退所児童219名の在籍平均年数を算出、さらに、年度毎の退所児童の在籍平均年数を割り出し参考とした。その結果、退所児童219名の平均在籍年数は3,70年、年度毎の平均在籍年数の最高値が6,55年であることから、平均値の2倍で最高値を越える数値として在籍年数7年以上を「長期入所児童」として選定した。

さらに、養護施設において高齢児の年齢層として、進学・就職等の社会的自立を目指す年齢層として「中学3年・高校生」を特定していること²⁴⁾を考慮した。よって、調査対象児童は25名でとなった。

3) 調査項目

長期入所児童の入所期間内の行動上の問題および身体症状とネットワークの変化を年度毎に追って調査するにあたり、前述のとおりネットワーク分類はハウスのネットワーク分析を参考にして作成した<児童のネットワーク分類>に基づいている。

また、行動上の問題（問題行動とする）と身体症状および罹病傾向については『養護施設のハンドブック(1990)²⁵⁾』と「厚生省養護児童実

態調査²⁶⁾」における分類を参考にし、表2のように分類した。

6. 結果と考察

本調査において、25事例についてそれぞれに考察を試み、その結果をまとめると以下のことが明らかになった。

1) 問題行動と健康状態

問題行動の初発年齢をみると、低年齢(幼児期から小学校低学年)では15ケース、高年以降に起きたものが9ケース、まったくなかったものが1ケース、入所年齢と問題の初発年齢を見ると、年齢区分が重なる傾向が見られる(表3)。

問題行動が継続的に見られたのは17ケース、ほとんどないかあるいは単発的なものは8ケー

(表3) <入所年齢と問題行動の初発年齢>

入所	初発	幼児期	小学校		中学校	なし	合計
			低学年	高学年			
幼児期		4	6	1	0	0	11
小学校	低学年		5	3	1	1	10
	高学年			3	1	0	4
合計		4	11	6	2	1	25

(表2)

<問題行動>

- 非社会的行動：登校拒否／孤立・内閉／自傷行為／その他
- 反社会的行動：窃盗・万引き／弄火・放火／無断外出・外泊・徘徊／乱暴・暴力／傷害／脅迫／恐喝／金品持出し／喫煙／飲酒／いじめ／授業妨害／その他

<身体症状および罹病>

- 心身の状況：身体虚弱／肢体不自由／聴覚・言語障害／その他
- 罹病傾向：風邪／発熱／頭痛／腹痛／下痢／湿疹／その他
- 夜尿・失禁／神経性習癖：神経性嘔吐／チック／遺尿・拒食・過食／吃音／緘黙／爪かみ等)
- 怪我・打撲等の外傷
- 歯科・内科・耳鼻科・外科・精神科等（通院・入院・検査回数）
- しらみ・ぎょう虫の検出

ス。問題行動のピークは中学から高校にかけてが多かった。

問題行動の内容をみると、低年齢では、万引き、他児の物を盗る、寮舎内のいじめが多く、高学年になると、学校内での不適応行動や登校拒否がみられるようになる。中学以降は、喫煙がほとんどにあり、非行グループとの交友から問題行動が増える。高校になるとさらに無断外泊が加わり、行動範囲が広がるがほとんどは遊び型である。

問題行動ではないが、いじめられた経験をもつ児童が多い。いじめをする児童も過去そうした経験をもっている傾向がある。

問題行動への影響は、小学校までは施設内の職員や他児との関係からの影響が大きく、中学校以降は友人関係の影響が大きい。

保護者との関係は、中学生頃に変化がみられ、それまでは慕っていた児童が批判的になったり、逆に否定的だった態度が距離を置いて受け入れるようになったりする。こうした態度の変化は、年齢的な成熟や家庭引き取り調整の過程でみられる。問題行動への直接的影響は明確ではないが、年齢が低いほど、親からの連絡や外泊の有無が児童の不安定要因になりやすい。

身体症状などの身体上の問題がほとんどなかったのは5ケースで、20ケースには何らかの問題がみられた。7ケースに夜尿があり、小学校高学年まで続くものが多く、中には高校までが1ケースあった。チックと爪噛みは2ケースずつあった。チックのうち1ケースは、身体的チックに加えて猥語がみられ、Tourett症候群の疑いがもたれる。精神科や相談機関を受診しているものは5ケースである。3ケースが脳波検査を受け、内2ケースに異常波がみついている。処遇記録に詳しい受診経過がなく予後は不明である。

20ケースの身体上の問題は、低学年では多岐にわたっているが、年齢が上がるにつれて、「身体不調の訴え」や「発熱、腹痛等による病欠欠席」が多くなる。

問題行動と身体症状をみると、問題行動をほ

とんど起こしていない8ケースのうちで、身体上の問題もないのは2ケースであった。6ケースについては、小学校までに消失しているのが2ケース、残りの4ケースは一貫してある。

問題行動のある17ケースについては、身体上の問題がないのは1ケース、単発的で身体不調がみられるのが2ケース。あとの14ケースについては継続的に身体上の問題がみられる。中学以降は、問題行動にともなう不規則な生活の影響を考慮する必要はあるが、問題行動のある児童には身体上の問題が現れている場合が多い。

2) 職員との関係

幼児期から小学校の低学年では児童から甘えることが多く関係を求めているが、職員側の対応は、児童の性格や職員に対する態度や感情などに左右されやすい。児童は職員の反応や態度に敏感で影響されるところが大きい。

問題行動が起こった場合、職員は、児童との関係の安定をはかり信頼関係を作ることで問題を解決に導こうとする。この傾向は児童の年齢が低いほど多くみられる。反面、児童の問題行動を職員がどうとらえるかは、日頃の児童との関係が反映する。関係が良好な場合は、児童に対して「何とかしたい」「けして見捨てない」といった態度が強く、問題行動を起こしたことよりも、問題を乗り越えることをサポートしようとする。しかし、そうでない場合は、問題行動に目が行きがちで、問題を起こしたことへの指導が中心になりがちである。そのため、児童と職員の関係がますます悪化し、問題を助長させることがある。また、職員が児童の性格を問題の原因と考え、児童の性格を変えることを処遇目標にした場合、かえって問題や関係が悪化することがある。

体罰については、職員との関係が大きく影響し、また職員との関係に影響する。記録の中に、「あの先生がぶったんだから、自分はよほど悪いことをしたんだと思う。」という記載があった。しかし、体罰を受けた後、職員に対して反抗的な態度をとるようになった児童もいる。被

虐待児童に関しては、暴力そのものを受けつけない。

児童の担当職員が変更した場合、児童との関係への影響はさまざまなものがあった。担当職員の変更が2年以上ない場合の児童との関係は、さまざまなエピソードの積み重ねの中で深まり安定していく様子が見られた。職員が児童のサポートになったケースはいずれも担当職員が変更していない。一方、職員と児童の関係に問題がある場合は、変更することが解決になった場合もある。しかし、職員との関係が安定していて問題がないとみられていた児童が、新しい担当職員に反抗したケースもあった。毎年のように担当職員が変更され、表面的な関係は安定しているが関係に深まりのない児童もいる。また、問題を起こさず手のかからない児童は集団に紛れがちで、職員から手をかけられにくい。どの職員にも物怖じしない児童は寮舎編成の際、人間関係が作りやすいという理由で新人職員の寮舎になったり、児童編成上の都合で移動になりやすい。こうした一見して手のかからない児童や、集団に紛れがちな児童、大人から見た良い子は、結果として寮舎移動が多く、したがって担当職員の変更が目立つ。

事例を通して担当職員の変更が児童との関係上で問題となったのは、幼児期や、小6から中1、中3から高1などの進路にかかわる節目の年、長期の良好な職員との関係の変更時に多い。

職員変更については、児童の要望が反映されることはなく、児童の意志に関係なく行われるため、児童にとっては大きな不安である。そのためより一層、個々の児童に応じての慎重な配慮が必要であることが伺われる。

3) 他児との関係

施設内の児童の関係は、年齢が小さく、集団が大きいほど児童間の上下関係の圧力を受けやすく、いじめの問題につながった事例が多かった。低年齢での他児とのトラブルは、甘えの対象である職員の取り合いが原因になりやすい。

職員は、児童の上下関係や、職員の取り合いといった児童集団内に起こりやすい問題に対して十分に介入できないでいる。

児童集団は児童の構成メンバーによって受ける影響も大きく、例えば、非行傾向のある児童が入ると、その児童に誘われて、低年齢では万引きを、高年齢になると喫煙を集団で起こすことが多い。

寮舎の児童メンバーの変更が多いと集団内のトラブルも増える、逆に変更が少ないと、時間とともに集団の成熟がみられる。

他児との関係には、職員と児童集団の関係やその児童と職員との関係が相互に反映しやすい。職員と寮舎の児童集団との関係が良好な時は、集団全体にまとまりが見られ、児童間の問題は少ない。職員と児童集団が対立している時は、児童集団の結束が固くなるか、もしくはばらばらにならないがちである。職員がその児童に対して余りよい感情を持っていない場合は、他児に反映して、その児童が集団の中で孤立することがある。

児童にとって他児との関係は、低年齢では集団の数が影響し、年齢が上がると集団の質が影響している。その中で、担当職員の果たす役割が大きいことが伺える。

4) 保護者との関係

年齢が低いほど、親からの連絡や外泊等の有無が直接的に児童の安定・不安定にかかわることが多い。特に、長期休暇の帰省期間前後に多くみられる。

また、思春期になると親子関係に変化が起こる。父子家庭の場合、女子は身体的な成長に伴って父との距離を取るようになる。男子では会話がとぎれがちで話が合わなくなりやすい。反抗的な態度も見えるようになる。また、親が精神疾患の場合、児童が親の病気を理解することができるようになるのもこの時期である。

しかし、こうしたことは、思春期という時期を考えると当然である。問題になるのは、家庭引取りを児童が希望しても、保護者が思春期の

子どもへ接することの不安や自信のなさ、生活への圧迫を危惧して拒否し、不調になった場合である。これをきっかけに児童が親や職員への不信感をつのらせることがある。また、離婚後、親権者でない親が面会を希望しても、親権者が拒否し、児童への面会ができなくなった場合、児童は年齢が高くなると自分から内緒で親権者でない親と連絡をとっていたものもあった。こうした事例は背景に職員や親権者への不満がみられる。

職員が問題があると感じている親子関係は、関係が物やお金でのつながりに陥ってしまったものや、自己中心的な親に児童が振り回されているものである。

一方、親との関係が児童の強いサポートとなり、問題を乗り越えるきっかけになった事例も見られた。親子関係調整や家庭調整の際、保護者と職員との関係が影響することがある。職員変更によって継続的なかわりが持てない点や職員の年齢が若いために親にとって信頼感が持てない場合などは障害になることもある。保護者自身が問題を抱えている場合も多く、児童の担当職員以外にファミリー・ケースワークを担当する職員の必要性が感じられる。

5) その他の家族との関係

その他の家族関係は、きょうだいと祖父、母、叔(伯)父母に分けられる。

きょうだいは、施設内にいる場合は、兄、姉、弟、妹にかかわらず、きょうだい間の絆が、児童のサポートになっている。寮舎が分かれていても、職員からみてきょうだいが気づかいあっている姿が伺える。特に、親子関係が不安定な場合はそうした傾向がさらに強くなる。事例の中にはきょうだい関係が問題になるものはなかった。年長のきょうだいが退所した後も、積極的に面会や外泊をしているものは同性のきょうだいに多かった。きょうだいのサポートを職員が活用することも多い。

祖父母は、25事例中4事例にあった。内3事例はきょうだいケースで、実母が養父に殺害さ

れる経緯があり、祖父は親代わりとしてかわり、祖父にとっても子どもたちにとっても相互が支えあう存在であった。

叔(伯)父母は、保護者が様々な事情で面会や外泊等ができない時に、保護者自身が頼む場合と施設が依頼して長期休暇の帰省先になってもらうことが多い。そのため、保護者との連絡が取れるようになると叔(伯)父母との関係は保護者にバトンタッチされ、施設への直接の連絡等はなくなる。

叔(伯)父母との関係は良好なものが多く、事例の中でも親に代わって児童をサポートし、あるいは親をサポートするものもあった。児童にとって叔(伯)父母との関係が持てた場合は、サポートになる存在である。

6) 学校(友人)関係

学年が上がるにつれて、学級の集団に紛れがちな児童が多い。いじめの対象になった事例といじめや暴力を振るった事例がそれぞれ4ケースみられた。

小学校で、担任の先生の配慮を受けている児童は、性格や学習への真面目な態度が評価されている。同級生へのいじめや暴力のある児童については、施設内では、特に問題となる行動はみられず、学校での行動のギャップが大きいケースが目立った。

施設へ友達を連れてくる児童はほとんどいなく、むしろ友人宅へ遊びに行くことが多かった。しかし、友達の名前を口にすることがなく施設内の児童と遊ぶことの多い児童も若干いた。

クラブ活動や部活動は児童にとっての活躍の場で、友達関係を広げ、顧問の先生からもかわいがられることが多かった。

中学校は、生徒の偏差値が都内でも高い学校だったため、学力の遅れが目立つ児童が多かった。友人関係は、クラスよりも部活動を通して広がることが多く、練習や合宿、試合を通して深まるものが多い。学力の遅れに加え、部活動を途中で辞めた児童は友人関係が不良グループ

などへ移行しやすく、中学校間の抗争事件を起こしたり、深夜の遊びが頻発する傾向がみられた。この時期から問題行動に交友関係が大きく影響している。

高校では、ほとんどの児童が特定の交友関係を持っており、友人と過ごす時間が多く、結束も固い。

7) その他(精神里親・相談機関・学習ボランティア等)

精神里親・相談機関・学習ボランティアは、児童を取り巻くネットワークの中で、施設がサポートを目的に意図的に結んだものである。

精神里親は、養子縁組みを前提とせず、「親戚のおじさん、おばさん」のような存在として、保護者との関係が不安定で希薄になりがちな児童にかかわるボランティアである。25ケース中10ケースが精神里親と関係を結んでいる。期間をみると2年以下が5ケース、6年が1ケース、7年が2ケース、8年が1ケース、最も長いものは12年で現在も続いている。精神里親と児童との関係は良好で、外泊することを楽しみにしている児童が多い。不調ケースは10ケース中1ケース。8年間続いたケースであったが、途中から施設の他児も依頼した後に児童が行きたがらなくなっている。12年間続いたケースは、児童にとって大きなサポートになったケースである。精神里親との関係は、保護者との関係が再開した後、保護者が精神里親を拒否したり、職員が必要でないと判断した場合に切れている。児童が精神里親との関係を持った場合、児童にとってサポートになる存在であり、サポートとしての有効性も高く、継続的に活用することがアフターケアの点からも重要である。

学習ボランティアは、高校受験を控えて学力の向上を目的とし、週1回から2回、2時間ほど勉強を個別に見てもらうために大学生のボランティアにお願いしている。児童にとっては年齢も近く、先生ではない「お兄さん・お姉さん」的存在として、相談相手になってもらっている。

相談機関は、問題のある児童の治療を目的としているが、こうした児童は職員との関係をはじめとしてネットワーク全体が希薄で、こうした機関でのカウンセリングには喜んで通所している。また、職員が通所に同行し、対一の時間が持てることを児童との関係を結ぶうえで利用している。

6. 今後の課題

本研究は、ソーシャルサポートが多様なネットワークを通して提供されることから、それぞれのネットワークとソーシャルサポートの関連をとらえるためにハウス(House, J)のネットワーク分類の方法を参考にした。

児童処遇記録については、定型の書式自体の変更がある上に、職員によって記録方法に差異があり、例えば職員関係、学校関係、生活上の問題といった項目に分けて記載された記録と、処遇日誌(職員が毎日記録するもの)から抜粋してかかれた記録があった。また、記録自体が不備であったり紛失しているものもあった。さらに、記録者である職員と児童との関係が反映し、職員の主観が影響しやすく、寮舎2名担当制の一方の職員との関係が見えにくい点などの問題があった。

児童処遇記録の読み取りにあたっては、こうした点や調査者自身の主観による影響を最小限にするために、10年以上在籍している4名の職員からの聞き取り調査を合わせて行うことで補うよう努めた。

本調査研究の目的は、児童および児童の問題行動を理解するために、児童の性格や心理面のみならず焦点をあてるのではなく、児童を取り巻くネットワークからの影響とそのネットワーク中で問題を乗り越えるためのサポートネットワークを明らかにすることにあつた。

その結果、個々の事例における問題行動の発生と変化にネットワークが関連し、ネットワーク自体も変化することがわかった。さらに、全体のまとめとして、ネットワークの中で職員や

親との関係はサポートになる場合と問題を助長させる場合があること、友人関係は問題行動に影響を与えること、きょうだいや親類、精神里親等のネットワークはサポートの役割を果たしていることがわかった。

今後は、ハウスの指摘するソーシャルサポートの多元的な面をとらえ、①情緒による支援(共感、愛情、信頼)、②評価による支援(自己評価のための情報)、③情報による支援(対処のための情報)、④物的手段による支援(援助行動)の4つのレベル²⁾を含めて、児童のネットワークの分類や評価の尺度をより客観化し、個々の児童に対する実際の処遇に生かすために、具体的な処遇計画やサポートネットワーク活用の資料として、あるいは処遇効果の判断や測定のための資料として利用できる方法を模索することを課題と考えている。

今回の調査は中舎制形態の児童を対象に行っている。今後、大舎制、小舎制およびグループホーム等の処遇形態による比較、幼児寮、男女別寮および男女混合寮等の児童構成による比較を行い、処遇形態や児童構成による差異や影響も検討する必要がある。

また、児童自身によるネットワーク分類・評価を試み、児童にとってのサポートネットワークを明らかにすることも今後の課題である。

引用文献・参考文献

- 1) 石井哲夫、吉澤英子編『養護施設における人間関係』東京書籍 1985 16頁
- 2) エバ・バーマイスター(Eva Burmeister)『児童養護プロフェッショナル』健育会 1988 27頁
- 3) 平松闊編『社会ネットワーク』福村出版 1990 7頁
- 4) 今井賢一・金子郁容『ネットワーク組織論』岩波書店 1988年 7頁
- 5) 小田謙三「最近の英国におけるソーシャルワーク事情 バークレー報告をめぐって」『ソーシャルワーク研究』Vol.8, No. 4 1983
- 6) H・スペクト(Harry Specht)『社会福祉の方向』中央法規 1991 272頁

- 7) 小松源助「社会福祉実践における社会的支援ネットワーク・アプローチの展開」(社会事業大学編『社会福祉の現代的展開』勁草書房) 1988 224頁
- 9) H・スペクト(Harry Specht) 前掲書 253頁
- 10) フローレンス・ホルリス(Florence Hollis)『ケースワーク 心理社会療法』岩崎学術出版 1966
- 11) カレル・ジャーメイン(Carel B. Germain)『エコロジカルソーシャルワーク』学苑社 1992
- 12) 福田垂穂「養護児童をめぐるサービスネットワークの再構築」『月間福祉』臨時増刊号 1983
- 13) 東京都社会福祉協議会「児童福祉システムの現状と課題—児童福祉問題委員会最終報告」1981, 9
- 14) 萩原康生他『ひとり親課程の子どもたち—その実態とソーシャル・サポート・ネットワークを求めて』川島書店 1991
- 15) 小松源助 前掲書 226頁
- 16) J. Clyde Mitchell, "The Concept and Use of Social Networks", (In Social Networks in Urban Situations) 1969
J. C. ミッチェル編『社会的ネットワーク』国文社 1983 23頁
- 17) J. C. ミッチェル 前掲書 13頁
- 18) H・スペクト(Harry Specht) 前掲書 260頁
- 19) J. C. ミッチェル 前掲書 19頁
- 20) H・スペクト 前掲書 272頁
- 21) 福祉士養成講座編集委員会編『社会福祉 援助技術各論』中央法規 1989
- 22) M. アーガイル(Michael Argyle) M. ヘンダーソン(Morika Hendaerson)『人間関係のルールとスキル』北大路書房 1992 66頁
- 23) 福祉士養成講座編集委員会編 前掲書 12頁
- 24) 全国社会福祉協議会養護施設協会編『養護施設のハンドブック』全社協 1990 129頁
- 25) 全国社会福祉協議会養護施設協会編 前掲書 120頁
- 26) 厚生省児童家庭局『養護児童等の実態—養護

児童等の実態調査結果報告書（昭和62年度）』

日本児童福祉協会 1990